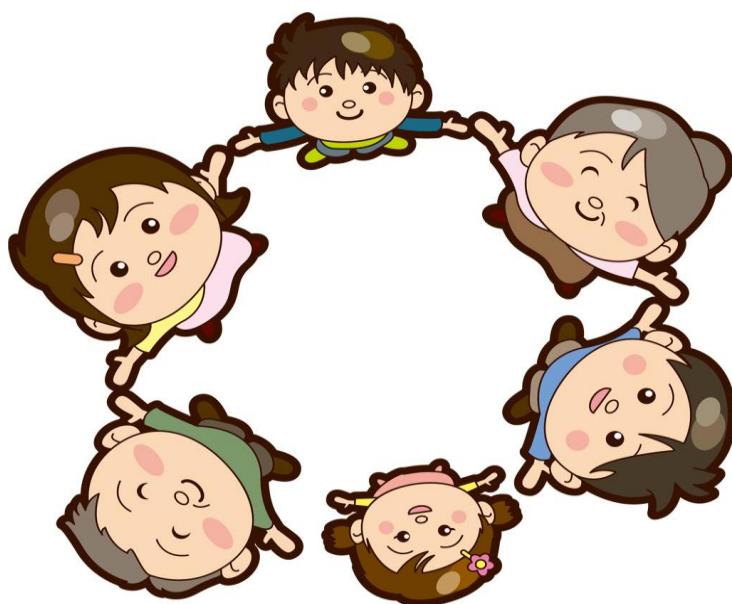


研 修 ノ ー ト

令和 6 年度 中堅民生委員児童委員研修（課題別） （動画視聴）

配信期間：令和 7 年 3 月 1 日（土）～令和 7 年 5 月 31 日（土）



氏 名	
-----	--

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
福祉人材研修センター
電話 (098) 882-5703

あ い さ つ

令和6年度中堅民生委員・児童委員（課題別）研修会を開催するにあたり、御挨拶申し上げます。

さて、本研修会は、二期以上の民生委員・児童委員を対象に民生委員児童委員協議会としての組織づくり・機能の更なる向上に必要な知識や技術を学ぶことを目的として開催しております。

加えて、「沖縄県DX推進計画」に基づき沖縄県より受託し実施する研修の一部をオンラインまたはオンデマンド配信にて、沖縄県社会福祉協議会との共催により開催するものであります。

今日では、頻発する災害への備え、また、孤独死や引きこもり、児童虐待等、様々な地域課題が顕在化し、あらためて住民同士がつながり、支え合う地域づくりの必要性が高まっております。そして、地域住民に寄り添い、課題を発見して専門機関につなぐ民生委員・児童委員への期待はますます大きくなっています。

そのような中、今回の研修会では、地域住民や関係機関から知り得た情報をどのように守り支援につなげていくか、住民のプライバシーと個人情報の関わりについて、泉恵造研修企画工房 代表社員の泉 恵造 氏より、ご講義いただくことになっております。

今回のオンデマンド配信の録画に快く応じていただきました講師の泉 恵造 氏には、多大なご尽力をいただきましたことに、あらためてお礼申し上げます。

結びに、本研修会を契機に、更に研鑽を積み重ねられ、今後とも積極的な民生委員・児童委員活動の展開が図られますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

令和7年3月

沖縄県民生委員児童委員協議会
会 長 屋 宜 恒 一

民生委員児童委員信条

一 わたくしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます

一 わたくしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます

一 わたくしたちは誠意をこめてあらゆる
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

一 わたくしたちはすべての人々と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一 わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

昭和26年5月5日宣言

児童憲章前文

われらは、日本国憲法の精神にした
がい、児童に対する正しい観念を確立し、
すべての児童の幸福をはかるために、
この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重ん

ぜられる。

児童は、よい環境のなかで

育てられる。

令和6年度 中堅民生委員・児童委員研修(課題別)【オンデマンド配信】 実 施 要 項

1 趣 旨

近年、地域においては、社会的孤立の問題や、子どもの貧困をはじめとする生活困窮者の増加、虐待、など様々な問題が複雑多様化し、従来の制度だけでは支えることができない地域課題が顕在化しています。

民生委員・児童委員には、これまで担ってきた活動をもとに、課題を抱えた住民の早期把握と支援への「つなぎ役」としての役割を果たすことに、あらためて期待が寄せられています。

本研修では、地域住民から知り得た秘密はどのように守るのか、住民のプライバシーと個人情報に関りについて考える機会として開催します。

2 研修目標

- (1) 中堅民生委員・児童委員に必要な知識・技術を学ぶ
- (2) 地域において住民の福祉ニーズを掘り起こし、関係機関・団体との連絡調整を図りながら相談・支援活動を行うための基本的技術を習得する。

3 主 催

沖縄県、沖縄県社会福祉協議会、沖縄県民生委員児童委員協議会

4 研修対象

第2期以上の民生委員・児童委員

5 開催方法

- オンデマンド配信(動画視聴による受講)

6 参加費

- 受講料は無料です。
- 本研修会は、動画視聴による研修の為、旅費等は発生いたしませんので予めご了承下さい。

7 配信期間

令和7年3月1日(土)～5月31日(土)※配信の開始時期は前後する場合があります。

8 申込方法・開催要項等のダウンロードについて

- 市町村民児協での申込みをお願いいたします。全ての中堅民生委員・児童委員が対象となりますので、視聴予定人数のみ申込み時にお知らせください。

(1) 本会ホームページ内「福祉人材研修センター主催の研修(研修管理システム)」から申込。

(IDとパスワードが必要です) <https://www.shakyo-kensyu.jp/okinawa/>

※研修申込みには、IDとパスワードが必要となります。事前に事業所登録を行い、IDとパスワードを取得してください。事業所登録の方法については、研修管理システムページ内の新

規登録またはシステムへの事業所登録方法を参照ください。

※すでに事業所登録がお済みの場合は、新たな登録は不要です。取得した ID とパスワードでログインし、受講申し込みください。

(2) 開催要項は上記研修管理システムよりダウンロードできます。

9 申込期限

令和7年1月31日(金) ※必着

※システム管理上、上記期限を過ぎますと自動的に受付が不可となります。申込期限を厳守いただきますようお願いいたします。

10 視聴方法及び研修資料について

- (1) 申込締切後、申込時に登録いただいたメールアドレスへ視聴専用アドレス (URL※パスワード付)と研修資料データがダウンロードできるアドレスをお知らせします。動画視聴のためのアドレス (パスワード)は民生委員・児童委員、事務局以外には伝えないようにご配慮ください。
- (2) 視聴については、個人単位、単位民児協単位、市町村民児協単位いずれの方法も可といたします。視聴場所及び動画視聴に必要な機材はそれぞれご準備願います。
- (3) その他視聴方法の詳細については、視聴専用アドレスの送付時に別途お知らせいたします。
- (4) 研修資料データは必要に応じダウンロードし、印刷してください。研修資料冊子の送付を希望される場合は、受講申し込み時に必要部数をお申込みください。

11 禁止事項

・次のいずれかに該当する行為または該当すると本会が判断する行為を行わないものとする。

- (1) 本会または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (2) 本研修の利用形態を超えて利用する行為 (録画、録音、撮影、転載等)
- (3) 研修で使用する URL 等を研修参加者以外の者が利用する行為
- (4) 研修で使用する URL を他者へ提供したり、共有サイト等に掲載する行為
- (5) SNS や各種ホームページサイト上での本会または本研修に対する誹謗中傷や他の受講者への嫌がらせの書き込みなどを行う等、本研修の健全な運営を妨げる行為
- (6) その他、本会が不適切と判断する行為

※禁止事項に反した場合、法的責任に問われる場合がございます。

12 申込・問合せ先

沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター (担当: 金城尚子・金城奈美香)

〒 903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1 西棟 3F

TEL 098-882-5703 FAX 098-887-1071

Mail kensyuu@okishakyo.or.jp

令和6年度 中堅民生委員・児童委員研修(課題別)【オンデマンド配信】

研修日程及び内容

●配信期間：令和7年3月1日(土)～ 5月31日(土)※配信開始時期は前後する場合があります。

時 間	内 容
【講義】 ※1本ずつ独立した4本の動画を配信します。 (合計約120分)	【講話】※動画視聴 「地域のつむぎ役となろう ～住民のプライバシー・個人情報との向き合い方～」 合同会社 泉恵造研修企画工房 代表社員 いずみ けいぞう 泉 恵造 氏

※内容は、講師等の都合により変更する場合があります。

【講師プロフィール】

泉 恵造(いずみ けいぞう)

合同会社 泉恵造研修企画工房 代表社員

関西学院大学卒業 東北福祉大学院福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程修了 社会福祉学修士

社会福祉法人 全国社会福祉協議会入局。高年福祉部・出版部・全国ボランティア活動振興センター・中央福祉学院・民生部所属。

平成22年5月、「合同会社 泉恵造研修企画工房」を設立。

社会福祉職場の新任・中堅・管理者等研修、民生児童委員研修、その他課題に合わせたオーダーメイドの研修を実施。

あなたとつむぐ学びの場

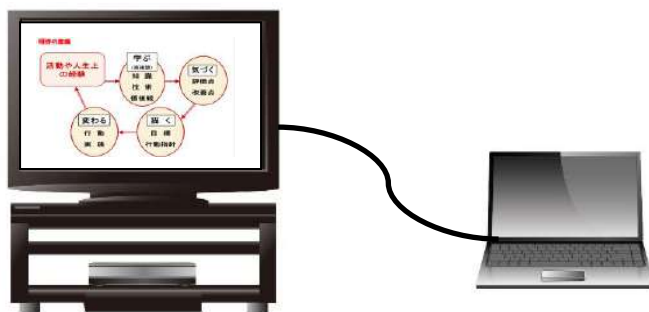
研修企画工房ネットご利用ガイド

合同会社 泉恵造研修企画工房

《視聴する方法は？》



お手元にある、インターネット回線につながる パソコンやタブレット、あるいはスマートフォンで視聴できます



HDMIケーブルで、パソコンやタブレット、スマートフォンをテレビに接続し、複数の人で視聴することもできます（設定は主催者様側で行っていただきます）

《視聴の際の要件（スペック）は？》

◇ お手持ちのパソコン、タブレット、スマートフォンでご覧になれます。ただし、視聴にあたって推奨できる要件があります。以下をご参考になさってください。

◎ブラウザ（閲覧ソフト）を稼働させることのできるOS（Windows・Mac など）

【パソコン】 Chrome 30～（自動更新付き）
Firefox 27～（自動更新付き）
Internet Explorer 11～
Microsoft Edge
Safari 9～
※古いバージョンの Internet Explorer（IE 10・9・8 など）は、
ご利用いただけません

【スマートフォン／タブレット】
Android バージョン（Lollipop）5.0～
iOS バージョン 9.3.5～

◎インターネットへの接続の条件

最も低画質である SD 360p を視聴するのに、1 Mbps 以上の安定した通信スピードが必要です。高画質の動画を視聴するには、5 Mbps 以上の高速専用インターネットプランの使用を推奨しています。

《研修を受講する手順は？》 以下の2通りがあります

(1)「泉恵造研修企画工房」公式サイトを開く方法

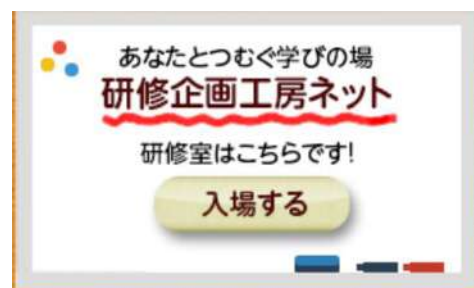
①インターネットで、「泉恵造研修企画工房」公式サイトを開きます

◇ お手元にある、インターネット回線につながるパソコンやタブレット、スマートフォンで、弊社の公式サイトのトップページを開いてください。

合同会社 泉恵造研修企画工房

<https://www.koboizumi.com/>

②『研修企画工房ネット』のコーナーをクリックしてください



③受講する研修を見つけ、「受講する」をクリックし、次の画面で
パスワードを入力します

令和2年度 民生委員・児童委員研修（初任） “把握し、つなぎ、見守る” を推進しよう！ ～活動記録の記入方法～ 令和2年度 民生委員・児童委員研修（初任） 代修科目 第 1 期 第 1 回 Training Project Period for Social Service Related Professionals 受講する	研修名称 令和2年度 民生委員・児童委員（初任） 主催 沖縄県・沖縄県社会福祉協議会・沖縄県民生委員児童委員協議会 視聴可能期間 令和3年1月24日（日）午前零時～ 令和3年4月23日（金）午後11時59分まで 研修時間 1時間29分（個人ワークで「練習問題」に取り組む時間は除く）
令和2年度 主任児童委員研修 “把握し、つなぎ、見守る” を推進しよう！ ～主任児童委員活動における基礎知識～ 令和2年度 主任児童委員研修 代修科目 第 1 期 第 1 回 Training Project Period for the Social Service Related Professionals 受講する	研修名称 令和2年度 主任児童委員研修 主催 沖縄県・沖縄県社会福祉協議会・沖縄県民生委員児童委員協議会 視聴可能期間 令和3年1月24日（日）午前零時～ 令和3年4月23日（金）午後11時59分まで 研修時間 1時間28分



パスワードを入力して、ログインボタンを押してください

パスワード	ログイン
-------	------

[▶ 戻る](#)

④研修映像を視聴します

◇ 配信期間中は、何度でもご覧になれます。

The screenshot shows the homepage of Workshop Keizo Izumi, LLC. The header includes the company name in Japanese and English, a tagline, and navigation links. The main content area features a video player for a training session titled "令和2年度 主任児童委員研修" (2020 Fiscal Year Chief Children's Committee Training). The video title is "“把握し、つなぎ、見守る”を推進しよう！～主任児童委員活動における基礎知識～" (Let's promote "grasping, connecting, and watching over"! ~Basic knowledge for chief children's committee activities~). The video player shows a progress bar at 33:18. Below the video player, there is a table with details about the training session.

主催	沖縄県・沖縄県社会福祉協議会・沖縄県民生委員児童委員協議会
視聴可能期間	令和3年1月24日（日） 午前9時～ 令和3年4月23日（金） 午後11時59分まで
研修時間	1時間28分

Below the table, there are five buttons labeled "その2を視聴 >", "その3を視聴 >", "その4を視聴 >", and "その5を視聴 >".

Copyright © 2021 Workshop Keizo Izumi, LLC. All rights reserved. [Page Top](#)

(2)「短縮URL」を使って開く方法

①受講する研修のログイン画面まで、直接進めることができます

◇ この度の研修にともないお渡しした「パスワード確認シート」には、パスワードとあわせて、「短縮URL」も表示してあります。

この「短縮URL」をパソコン等で直接入力していただくことで、受講する研修のログイン画面まで、直接進めることができます。

②「短縮URL」は、数字とアルファベットの組み合わせでできています

◇ 下記は「短縮URL」のイメージです。半角の数字と、大文字・小文字のアルファベットの組み合わせです。入力の際にはお気をつけください。

【短縮URLのイメージ】

https://bit.ly/ 3QsWQr

半角の数字

大文字

小文字

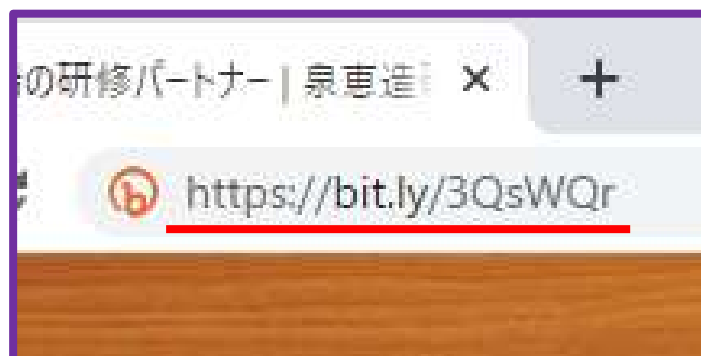
大文字

大文字

小文字

③ブラウザ画面に「短縮URL」を入力します

◇ ご自身が受講する研修のログイン画面まで、直接進めることができます。



◇ そのログイン画面で、パスワードを入力すれば、映像を視聴できます。

パスワードを入力して、ログインボタンを押してください

パスワード	ログイン
-------	------

[▶戻る](#)



《『よくあるご質問』をご参照ください》

◇ 弊社公式サイトの『研修企画工房ネット』コーナーに、「よくあるご質問」コーナーを設けました。今後も、皆様との質疑応答などを、適宜紹介してまいります。
以下のURLでもご覧いただけます。

https://www.koboizumi.com/wp/online_lecture/question/

【講話】

「地域のつむぎ役となろう

～住民のプライバシー・個人情報との向き合い方～」

合同会社 泉恵造研修企画工房

代表社員 いずみ 泉 けいぞう 恵造 氏

プロフィール

合同会社 泉恵造研修企画工房

代表社員 泉 恵 造 (いずみけいぞう)



【経歴】

平成 17 年 3 月 東北福祉大学大学院総合福祉学
科社会福祉学専攻修士課程修了。
社会福祉学修士。

昭和 62 年 3 月 1 日 社会福祉法人全国社会福祉協
議会に入局。

平成 22 年 3 月 31 日 社会福祉法人全国社会福祉協
議会を退職。

平成 22 年 5 月 25 日 「合同会社 泉恵造研修企画
工房」を設立、開業。

平成 23 年 12 月 24 日 「研修企画工房」を商標登録出
願。

平成 24 年 5 月 25 日 「研修企画工房」を商標登録
(登録第 5496097 号)。

【著書・報告書等】

- ◇ 『ちば民児協だより (編集協力)』 (千葉県民生委員児童委員協議会／平成 23 年度～)
- ◇ 『ハンドブック (編集協力)』 (千葉県民生委員児童委員協議会／令和 4 年度～)
- ◇ 『民児協だより (編集協力)』 (広島県民生委員児童委員協議会／平成 26 年度～)
- ◇ 『広報誌 Learn together (編集協力)』
(石川県民生委員児童委員協議会連合会／令和 5 年度)
- ◇ 『かながわ福祉人材センター福祉就活支援パンフレットシリーズ』
(神奈川県社会福祉協議会／平成 23 年度)
- ◇ 『第 3 次武蔵野市地域福祉活動計画』 (武蔵野市民社会福祉協議会／平成 23・24 年度)
- ◇ 『民生委員・児童委員研修教材』 (静岡県社会福祉協議会／平成 24 年度)
- ◇ 『活動記録ハンドブック』 (石川県社会福祉協議会／令和 2 年度)
- ◇ 『定例会の手引き』 (山口県民生委員児童委員協議会企画・組織部会／令和 4 年度)

《合同会社 泉恵造研修企画工房 デジタル名刺》



福祉の領域にたずさわる方々に対する、研修の企画・立案、実施を担います。

合同会社 泉恵造研修企画工房

Workshop Keizo Izumi, LLC

—Training Program Provider for Social Service Related Professionals

住 所 〒274-0816 千葉県船橋市芝山 3-30-16-102
電話／FAX 047-468-0135
メールアドレス kenshu@koboizumi.com
公式サイト <https://www.koboizumi.com/>
研修企画実績、Official ブログ、Facebook、X（旧 twitter）、
メールマガジン等をご覧になれます。
法人メンバー 9040003001066（13 桁）
インボイス登録番号 T9-0400-0300-1066
※「研修企画工房」は泉恵造研修企画工房の登録商標です。登録第 5496097 号

【泉恵造研修企画工房の理念】

- ◎研修に対する“こだわり”と“いつくしみ”を忘れません
- ◎お客様の職場にマッチした“オーダーメイド研修”を提案します
- ◎お客様と共に悩み、共に創り、共に喜びを分かち合える
“研修パートナー”であり続けます

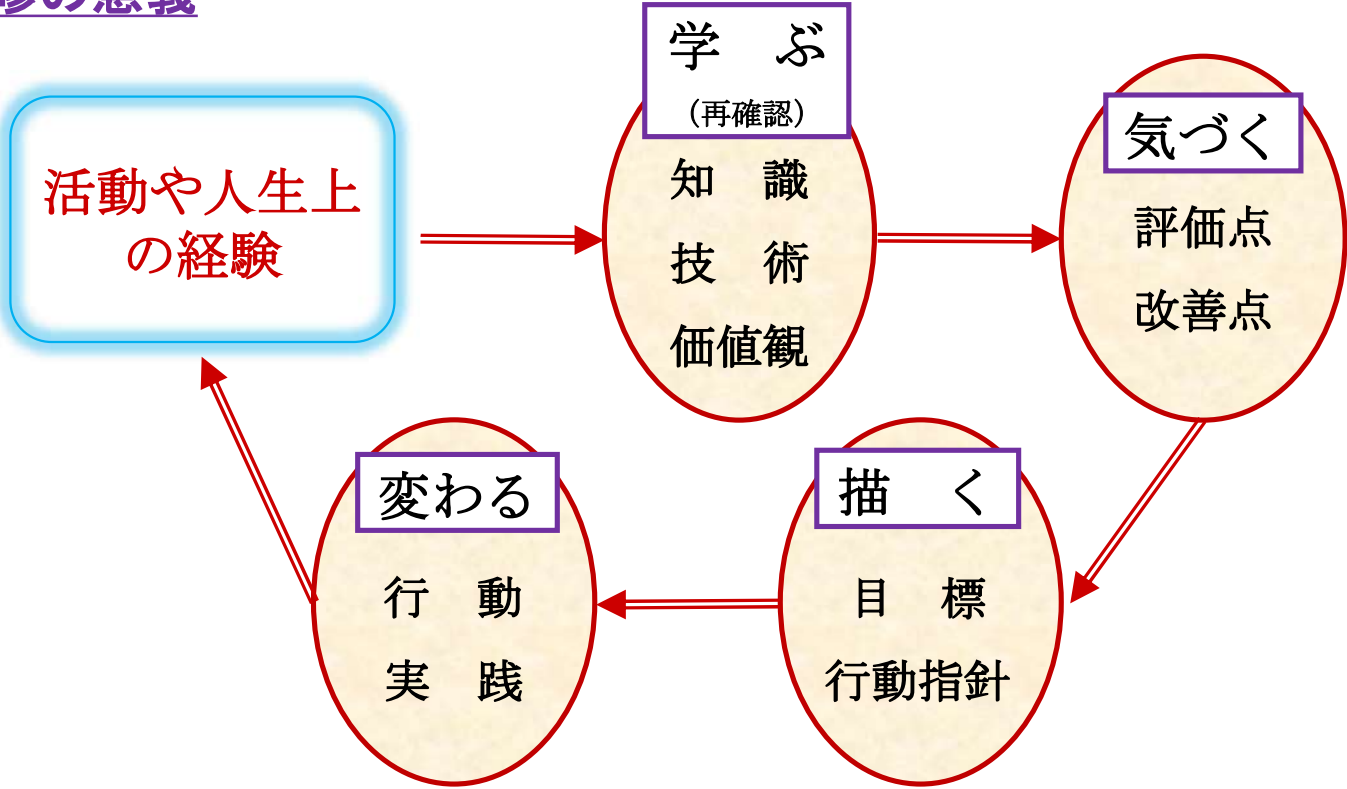
令和6年度 中堅民生委員・児童委員研修（課題別）

“地域のつむぎ役” となろう！

～住民のプライバシー・個人情報との向き合い方～

合同会社 泉恵造研修企画工房
代表社員 泉 恵 造
Workshop Keizo Izumi, LLC
Training Program Provider
for Social Service Related Professionals

研修の意義



“地域のつむぎ役” となろう！

学ぶ編

～委員制度の流れのなかで～

平成29(2017)年、民生委員制度創設100年を迎えました

《濟世顧問制度（大正6年）から100年》



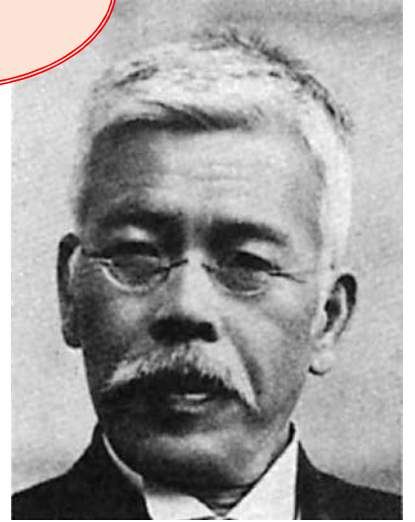
- ・「児童委員制度」は、創設70年 (from 昭和22年)
- ・「主任児童委員制度」は、創設23年 (from 平成6年)

令和7年1月をもって
創設31年

大正6(1917)年「済世顧問制度」が誕生（岡山県）

＜＜笠井信一（かさいしんいち）岡山県知事＞＞

- ◇大正5年5月、宮中で開催された地方長官会議の場で、大正天皇より、県下の貧困状況を尋ねられた。
- ◇岡山県に立ち返った笠井は、県内の貧困の事情を調査したところ、悲惨な生活状況にある者が、県民の1割に達していることが判明した。
- ◇ドイツのエルバーフェルト市とライプチヒ市で行われていた『救貧委員制度』を参考に「済世顧問制度」を公布した。



笠井 信一 氏
(写真提供：全国民生委員児童委員連合会)

大正7(1918)年「方面委員制度」が誕生（大阪府）

＜＜林市蔵（はやしいちぞう）大阪府知事＞＞

- ◇第一次世界大戦（1914年～1918年）に伴う好景気の一方、貧富の差が拡大し、大正7年8月には、富山県で高騰する米価の廉売を求める「米騒動」が起こる。この余波は、当時の社会不安とともに、全国に広がった。
- ◇林は、大阪府の政治顧問であり、社会事業の権威だった小河滋次郎博士に依頼して、ドイツ・イギリス・アメリカの救済委員や江戸時代以来の五人組、岡山の済世顧問などの各制度を詳細に研究調査し、「方面委員制度」を確立した。



林 市蔵 氏
(写真提供：全国民生委員児童委員連合会)

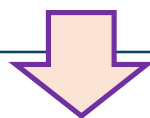
方面委員に求められたもの ～無報酬の報酬～

「方面委員制度」を確立した大阪府知事・林市蔵は、方面委員について、

- すでに**沢山の肩書を持っている人に、一つの肩書を加えるようなものではなく、**
従来、何の肩書も持たない実際の町の世話役を選びたい
- 民間の有志者こそ最も重視されるべきである

と語り、待遇や名誉を望まず、**無報酬をもって報酬とすべき**であると力説した。

この『無報酬の報酬』という言葉は“情けを人にかけておけば、巡り巡って自分に良い報いが戻って来る”という意味をもつ『**情けは人のためならず**』という姿勢を物語っている。



その思想・理念は、全国に広まっていった

全国に広まっていった制度の思想・理念

大正7（1918）年	東京府（救済委員）	・ 新潟県（方面委員）
大正8（1919）年	長崎県（方面委員）	・ 埼玉県（福利委員）
大正9（1920）年	青森県（共済委員） 京都府（公同委員）	・ 神奈川県（方面委員） ・ 広島県（方面委員）
大正10（1921）年	滋賀県（保導委員）	・ 岐阜県（奉仕委員）
大正11（1922）年	石川県（社会改良委員） 静岡県（方面委員）	・ 北海道（保導委員） ・ 福島県（共済委員）
大正12（1923）年	三重県（方面委員） 鳥取県（共済委員） 愛知県（方面委員） 群馬県（方面委員）	・ 長野県（方面委員） ・ 鹿児島県（保導委員） ・ 富山県（方面委員）



大正13（1924）年	山口県（宇部市方面委員） 栃木県（輔導委員）	・ 佐賀県（方面委員） ・ 愛媛県（方面委員）
大正14（1925）年	山形県（方面委員） 宮城県（奉仕委員）	・ 福岡県（方面委員）
大正15・昭和元年 （1926）	岩手県（盛岡市方面監察員） 和歌山県（社会匡済員） 秋田県（方面委員）	・ 兵庫県（方面委員） ・ 茨城県（方面委員）
昭和2（1927）年	山梨県（方面委員） 大分県（方面委員） 熊本県（方面委員） <u>沖縄県（方面委員）</u>	・ 高知県（方面委員） ・ 千葉県（方面委員） ・ 奈良県（方面委員） ・ 徳島県（方面委員）
昭和3（1928）年	島根県（方面委員） 宮崎県（方面委員）	・ 香川県（方面委員） ・ 福井県（方面委員）

《出典》 『民生委員制度百年通史』（2019年4月30日／全国社会福祉協議会 全国民生委員児童委員協連合会）

『児童福祉法』の前身ともいえる制度

昭和8（1933）年

「少年救護法」の公布

⇒ 少年救護委員
の設置

- ◇明治33年に制定された感化法のもとに「感化院」が設置されていた。「少年救護法」の公布により、「感化院」から「少年救護院」に改称された。
- ◇同法のもとで、少年救護委員が設置され、性行不良な少年に対し、救護業務を担うこととなった。
- ◇昭和22年の児童福祉法で「救護院」という名称になり、平成10年4月同法の一部改正により、「児童自立支援施設」という名称になる。

方面委員が国の制度へ

昭和11(1936)年

「方面委員令」の公布

- ◇11月13日、制定・公布により、方面委員制度が全国統一の制度となる。
- ◇施行は昭和12(1937)年1月15日、任期は4年。
- ◇名誉職であることは、済世顧問制度と変わらず。

☆職務は、**担当区域内の実態調査や、生活困窮者の救護、および自立指導**だった。

1939年～1945年
第二次世界大戦

民生委員への転換

昭和21(1946)年10月

「民生委員令」の公布

⇒ **民生委員の誕生**

- ◇『民生』とは、『国民の生活、生計』という意味
- ◇『民生委員制度40年史』より

… 民生委員は、元来単に貧困者の援護指導のみでなく、児童、母子の福祉、老人の福祉、家庭上の諸問題、保健衛生等広く地域の福祉増進を心掛け、それに向かって努力するものであるから、**民生安定の推進者、民生安定諸施策実施の協力者としての職責を表示し、自覚せしめるために、民生委員の名称に改めたのである**



国民生活の幅広い課題の相談に応じる役割を担う立場となったことを意味する

民生委員・児童委員制度の法定化

昭和22（1947）年12月

「児童福祉法」の公布

⇒ 児童委員
の誕生

第1条

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

- 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第16条

市町村の区域に児童委員を置く。

昭和23（1948）年7月

「民生委員法」の公布

⇒ 両者は
“兼務” へ

第1条

民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

“兼ねる”ということの意味・意義

15

- ◇ 『児童福祉法』の前身とも言える『少年救護法(昭和8年)』において“少年救護委員”を設置し、性行不良な少年に対し、救護業務を実施していた。
- ◇ 昭和21年に至り『旧生活保護法』が施行され、民生委員が生活保護事務に関して、市町村長の補助機関として位置づけられることになる。
そこで、生活問題に関する民生委員と、少年の救護に関する“少年救護委員”との一元化を図るため、昭和21年の『民生委員令』において、「少年救護委員ハ民生委員令ニ依ル民生委員ヲ以テ之ニ充ツ」とされた。
これが現在の『児童福祉法』に受け継がれ、「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする」と規定されている。
- ◇ 『児童福祉法』で、民生委員が児童委員を兼ねることとした理由として、
 - ▶ “少年救護委員”と“民生委員”を兼ねていた実績があること
 - ▶ “民生委員”は、元来単に貧困者の援護指導のみでなく、児童、母子の福祉、老人の福祉、家庭上の諸問題、保健衛生等広く地域の福祉増進を心掛ける立場であること
 - ▶ “民生委員”と“児童委員”双方の視点で住民に向き合う必要があることなどが背景にあった。

“兼務”であるということ

16

民生委員法 第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

第3条 **民生委員は、市（特別区を含む）町村の区域にこれを置く。**

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む）の意見をきいて、これを定める。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

児童福祉法 第16条 **市町村の区域に児童委員を置く。**

2 **民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。**

3 **厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。**

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。

“地域のつむぎ役” となろう！

気づく編

～職務とは何だろう～

「民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査」

◇調査内容

全国の 23 万人余の全民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）、および全国の 1 万余の全単位民生委員児童委員協議会（単位民児協）を対象として、3 種類の調査を一体的に実施。

【調査 1】民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査

【調査 2】民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査

【調査 3】単位民児協の組織および活動に関する調査

◇調査対象数および回答数

- ・ 調査 1 および 調査 2（全民生委員・児童委員対象）
対象数 23 万 1,551 人 回答数 20 万 750 人（回答率 86.7%）
- ・ 調査 3（全単位民児協対象）
対象数 1 万 328 民児協 回答数 9,260 民児協（回答率 89.7%）

◇調査期間および調査時点

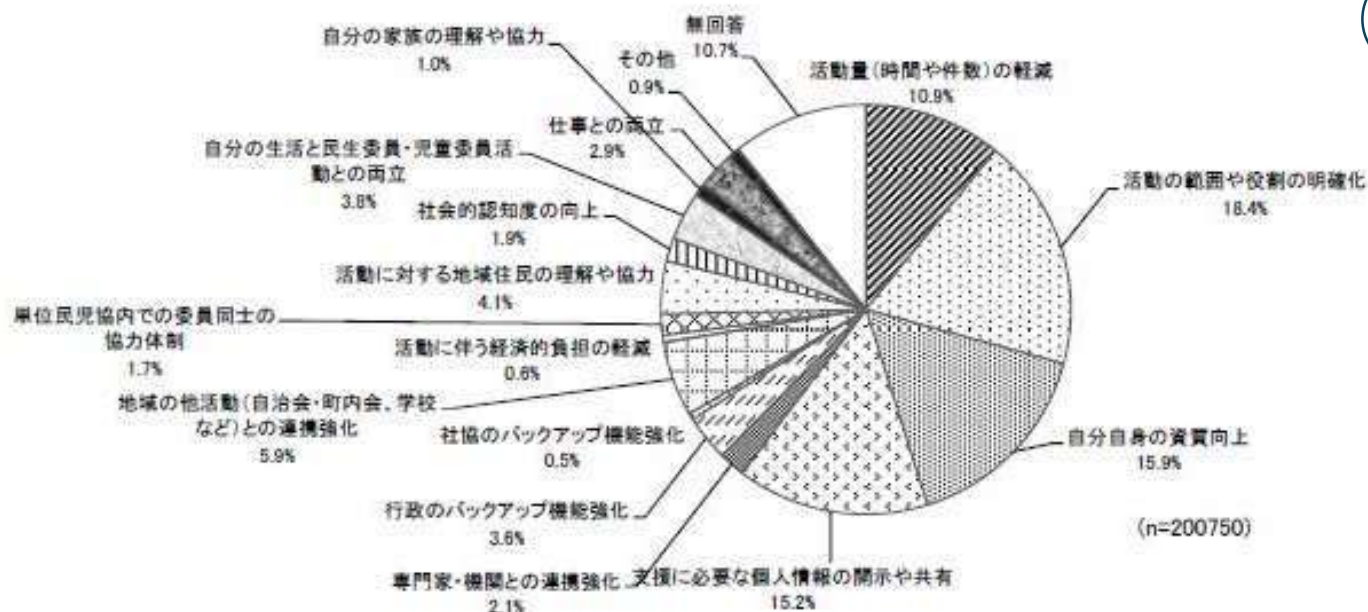
- ・ 調査期間：平成28年 7 月 1 日～ 9 月 20 日
- ・ 調査時点：平成28年 4 月 1 日

◇報告書発表

- ・ 平成30年 3 月



◎委員活動を続けていくために希望すること



第1位 「活動の範囲や役割の明確化」 (18.4%)
 第2位 「自分自身の資質向上」 (15.9%)

《出典》 『全国モニター調査』 (全国民生委員児童委員連合会)

職務とは？

民生委員法

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

児童福祉法

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

【児童委員の活動要領】（平成16(2004)年11月8日）

主任児童委員の位置づけを整理、明確化。

第3 ◆主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。（以下、略）

職務の変遷

防 貧 (大正6年 濟世顧問制度)



救済攷究 (大正7年・方面委員制度)

※攷究 (こうきゅう) …修め、極めること



保護指導 (昭和11年・方面委員令)



保護誘掖 (昭和21年・民生委員令)

※誘掖 (ゆうえき) …力を貸して、導くこと



児童福祉法 (昭和22年)



保護指導 (昭和23年・民生委員法)



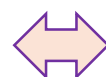
実施機関 (昭和25年・生活保護法施行により、保護の実施機関)



協力 (昭和28年・民生委員法改正により、保護の協力機関)



相談援助 (平成12年・民生委員法改正)



相談支援

“支援”とは？

力を_____こと (サポート)



地域住民の自立した日常生活を、応援すること

“援助”とは？

できないことを_____こと (アシスト)



ただし、他に代替手段がない等、やむを得ない場合

委員活動における“支援”とは？

[illegible]

委員活動における“援助”とは？

区 分	例 示	具 体 例
日常的な支援 (13)	(1)～(12)のいずれにも該当しない内容のうち、 <u>他に代替手段がない</u> などによりやむを得ず、通院の付添、買い物の代行、ゴミ出し、除雪灰等軽易な日常生活に関する相談・支援を行った延件数を計上する。	例示に挙げたもののほか、買い物の同行、登下校の付添い、掃除、手紙の代筆、書類等の提出代行等をはじめ、役場から届いたハガキや書類が字が小さくて読めないで読んでほしい、通知に書いてある意味がわからないので助けてほしい、自宅で転んでしまい立てずに困っている、といった訴えに応じるような、日常生活に関わる支援を記入。

『活動記録』分類表 2

たとえば

玄関の電球が切れてしまったの…

《まずは》 住民に代わって電球を交換する

《そして》 住民が困らないように関係者に相談してみる

委員活動の中心・中軸は？

援助活動 … あり得るけれど、他に代替手段がないなどやむを得ない場合



支援活動 … 住民が自立した日常生活を営めるように応援することが大切

日・曜日	活動概要	相談・支援件数		その他の活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数 (11)
		内容	分野	実態把握・ (1)	参加・協議・ 協力 (2)	行事・事業・ 活動・福祉 活動 (3)	地域・福祉 活動 (4)	民児協 運営・研修 (5)	証明(調査・ 確認等)事務 (6)	要保護児童 の発見・仲介 (7)	訪問・活動・ その他 (8)	委員相互 (9)	関係機関の (10)	

「民生委員児童委員信条」 第3条

民生委員児童委員信条

一 わたしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます

一 わたしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます

一 わたしたちは誠意をもってあらゆる
生活の相談に応じ自立の援助に努めます

一 わたしたちはすべての人と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一 わたしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

《参考》 平成7年10月5日／第64回全国民生委員児童委員大会から施行された
名称や表現、文字等は改められたが、その基本理念は不変であるとされた

支援者としての“3つの基本姿勢”を大切に！

その1 社会奉仕の精神 (民生委員法 第1条)

民生委員は、**社会奉仕の精神をもって**、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

(行政より委嘱を受けて、地域の課題に向き合うという立場と解されています)

その2 基本的人権の尊重 (民生委員法 第15条)

民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、**その身上に関する秘密を守り**、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的に行われなければならない。

(行政実例で、地方公務員法第3条第3項第2号に該当すると解されています)

地方公務員法における一般職としての
“守秘義務” はないものの…

◇ 秘密を守る・無くさない・無断で広めない

- ▷ “**守秘義務**”を意識した活動を心がけましょう

(参考) 『大丈夫ですか！ 個人情報に記載された書類等の取り扱いについて』
(全国民生委員児童委員連合会)



その3 政党・政治的目的への地位利用の禁止 (民生委員法 第16条)

民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

- ◎ 一個人としての政治活動を行うことまで禁止するものではない
- ◎ 担当区域内での政治活動については、職務上の地位を利用したか否かの判断が非常に困難（住民からの誤解を受けやすい）なので、出来る限り避けるべき
- ◎ 違反した場合には、解職規定がある

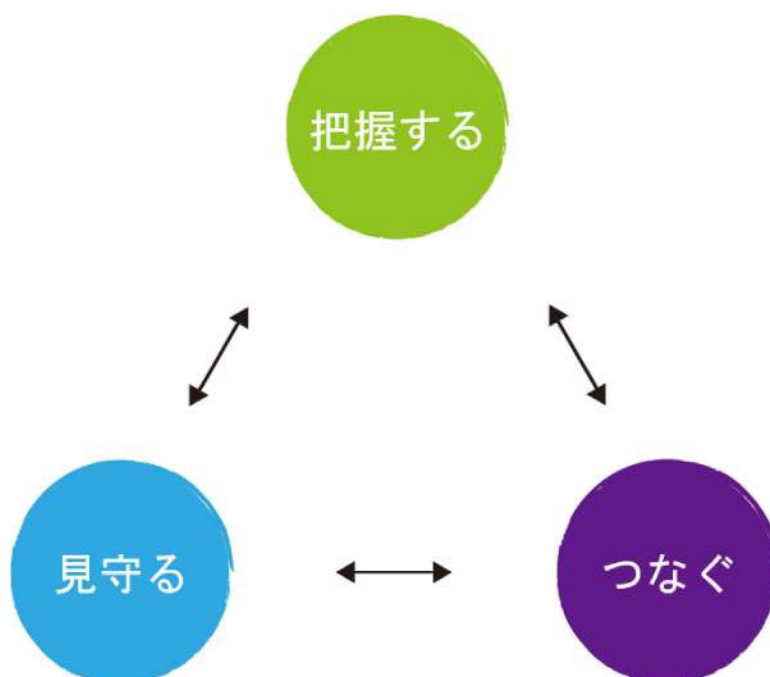
地域における基本的な立ち位置

- ◇ 住民に**寄り添う**
- ◇ 住民の悩みや不安に**向き合う**
- ◇ 住民の相談に**応じる**
- ◇ 住民を福祉サービスに**つなげる**



《写真提供》 千葉県民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員の3つの役割



把握する

見守り対象者等の要支援者や
気になる住民、地域の情報・
ニーズを「把握する」

訪問活動（直接・間接）
サロン等の居場所
関係機関との会議や
意見交換会、
町会・自治会の活動
等

生活感が見える情報を把握しよう！



つなぐ

（状況に応じて）住民が
抱える課題を、関係機関や
専門職に「つなぐ」。また、
生活・福祉に関することや
地域の情報を住民に
「つなぐ」

訪問活動（直接）
定例会等で相談窓口の確認
関係機関（つなぎ先）との
意見交換
等

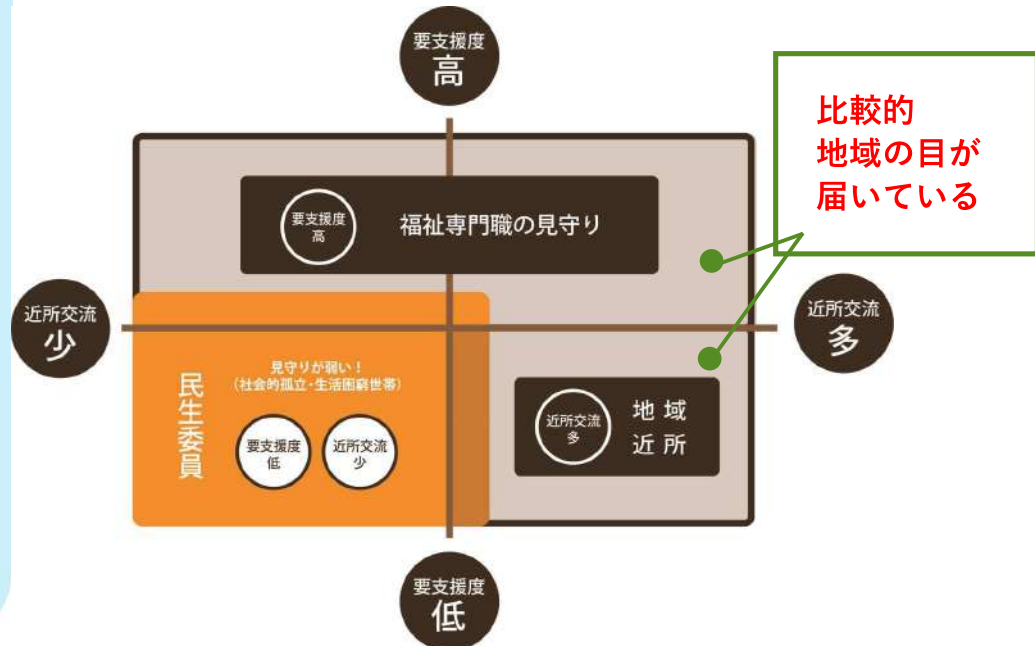


見守る

把握した情報をもとに、
(必要に応じて) 住民を
「見守る」

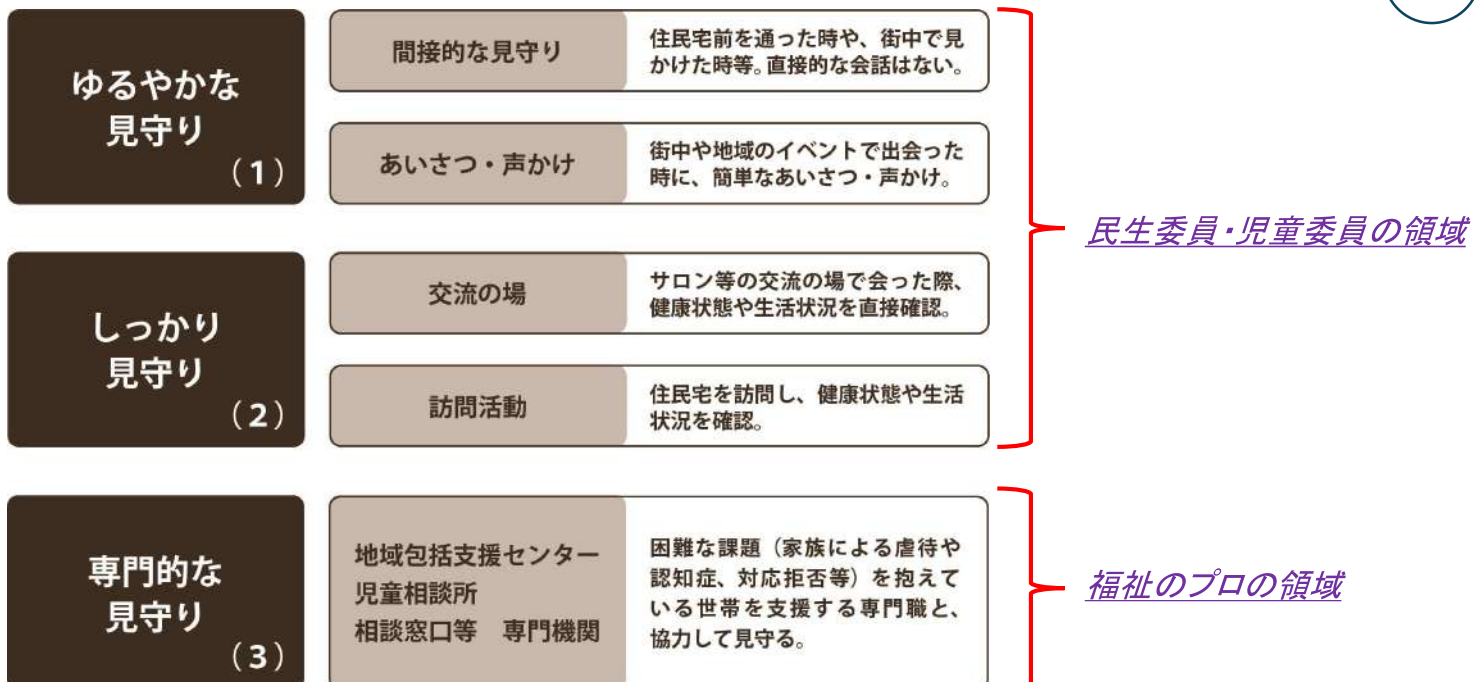
訪問活動（直接・間接）
サロン等の居場所
登下校の見守り
乳幼児の健診
見守り協力者
町会・自治会の活動
等

見守る対象者 ≡ 気にかかる人



《図引用》 『民生委員・児童委員の活動ハンドブック』（千葉県民生委員児童委員協議会）

どのように見守るのか？



《図引用》 『民生委員・児童委員の活動ハンドブック』（千葉県民生委員児童委員協議会）



民生委員・児童委員の役割は、
地域に潜在する住民の悩みや不安を把握し、
専門家や適切なサービスにつなぐこと

全ての役割を担う必要はありません

責任を背負い込む必要はありません

生活課題の最終解決者ではありません

人と出会おう！
(生活課題の把握)

地域を知ろう！
(社会資源の再発見)

- 住民の可能性を信じ **励ます**
- 住民の能力や意欲を **喚起する**
- 解決手段と一緒に模索し **見つけ出す**
- もつれた糸を時には **解(ほぐ)す**
- 問題を分析し **順序立てる**
- 必要な情報を **伝える**
- 結果を **評価する**



地域は、色鮮やかな織物のようなもの

織物は、“経(たて)糸”と“緯(よこ)糸”で織り上げられる。
糸の色が多いほど、つむぎ方が細かいほど、繊細で周到で美しい織物ができる。
地域における“人”は、それぞれの色と質感をもった“糸”のようなもの。
みんなが集まり、つむぎ合い、よい織物(地域)を作っていきたい・・・

“ 地域のつむぎ役 ”
でいてほしい

“地域のつむぎ役” となろう！

描く編

～活動上の守秘義務とは～

プライバシーとは？ ～当人のすべて～

個人や家庭内の私事・私生活。私的領域。個人の秘密。
また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。
自己の情報をコントロールできる権利。

(ア) 私生活上の事柄 (私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄)

(イ) 一般の感覚で他人に知られたくないと認められる事柄

- 病歴・身体的特徴等の身体情報
- 戸籍・家族関係等の身上関係情報
- 学業成績・犯罪歴等の経歴情報
- 資産・所得等の財産情報
- 思想・信条・宗教等の精神的自由に関する情報

(ウ) 一般の人にまだ知られていない事柄

向こう三軒両隣

◎ご近所には もう少し、“おせっかい” “世話焼き”になろう

◎でも自分も いざという時は、迷惑かけてもいいじゃないか

お互い様

放っておけない
見ちゃいけない

ご近所同士のつながりが
深かった時代は、その分、
互いの**プライバシー**が、
オープンに共有されていた

個人の情報に関する社会的な意識の高まり

◎ 個人の情報は、社会生活を営むなかで不可欠になっている

(例) インターネットを介したメンバー登録や通信販売
クレジットカードによる支払い 等

◎ 正しく利用されているのであれば問題ないが、自分の情報が、
どこでどのように扱われているかが見えなくなっている

(例) 心当たりのないダイレクトメールが届く
勧誘の電話がかかってくる 等

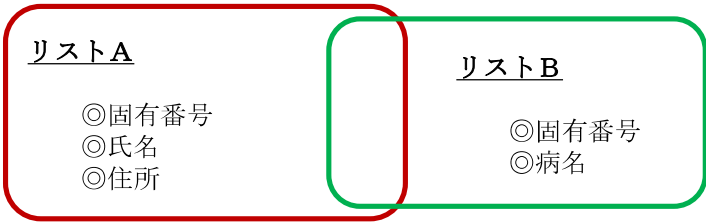
◎ 不正に利用されたり、誤った取り扱いをされると、当人には、
重大な被害や不利益が生じる

平成17年 「個人情報保護に関する法律」

法令上の個人情報とは？ ～プライバシーの1領域～

生存する個人に関する情報のこと。
特定の個人を識別することができるもののことをいう。

- (例)
- ▷ 氏名、生年月日、住所
 - ▷ 身体・財産・職種・肩書等の個人の属性に関する情報
 - ▷ 刊行物等によって公にされている情報（電話帳など）
 - ▷ 防犯カメラ等の映像や写真、音声等により識別できるもの
 - ▷ 単体では特定の個人がわからなくても、他の情報と紐づけることにより、特定の個人を識別できれば、両者とも個人情報



「民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査」

《再掲》

- ◇調査内容
全国の 23 万人余の全民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）、および全国の 1 万余の全単位民生委員児童委員協議会（単位民児協）を対象として、3 種類の調査を一体的に実施。
- 【調査 1】 民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査
 - 【調査 2】 民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査
 - 【調査 3】 単位民児協の組織および活動に関する調査
- ◇調査対象数および回答数
- ・ 調査 1 および 調査 2（全民生委員・児童委員対象）
対象数 23 万 1,551 人 回答数 20 万 750 人（回答率 86.7%）
 - ・ 調査 3（全単位民児協対象）
対象数 1 万 328 民児協 回答数 9,260 民児協（回答率 89.7%）
- ◇調査期間および調査時点
- ・ 調査期間：平成28年 7 月 1 日～9 月20 日
 - ・ 調査時点：平成28年 4 月 1 日
- ◇報告書発表
- ・ 平成30年 3 月

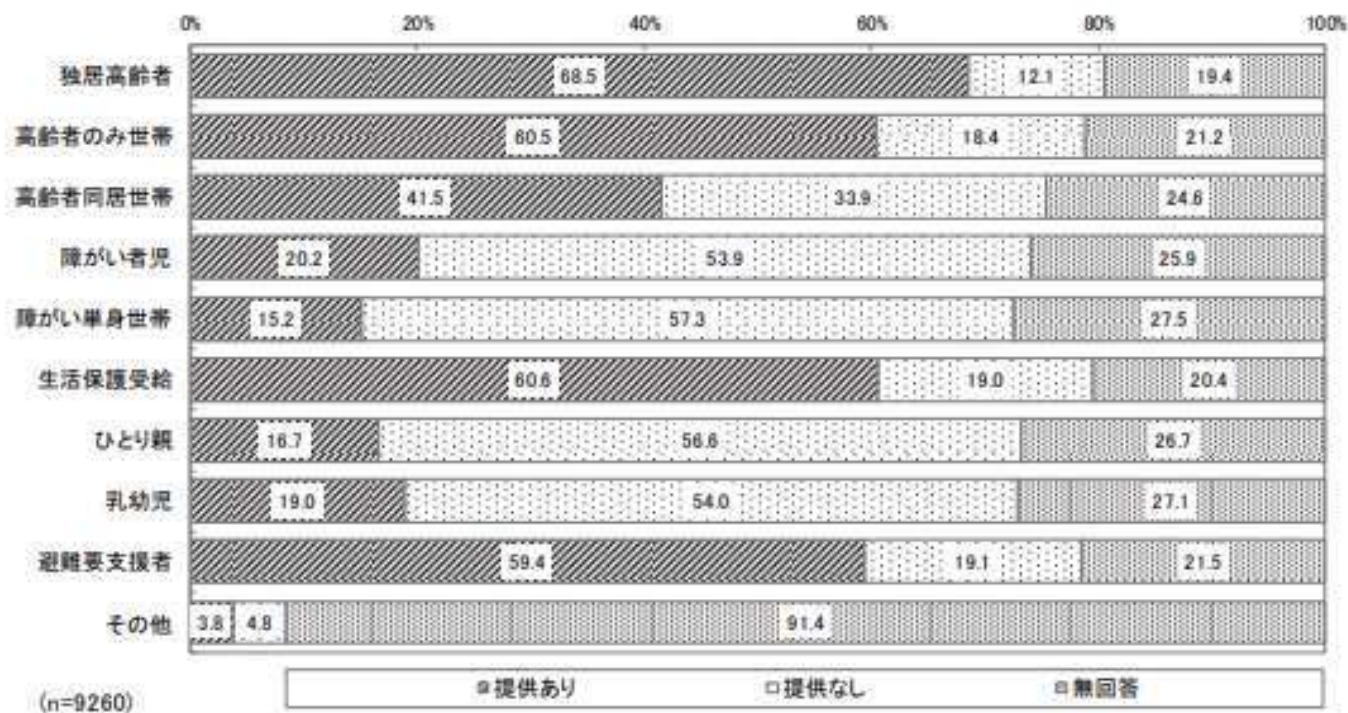


委員活動における悩みや苦勞（上位十位）

悩みや苦勞の内容	回答委員数	%
プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う	82,025	40.9
支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されない	15,920	7.9
支援を必要としている人がどこにいるのか分からない	14,843	7.4
援助を必要とする人との人間関係のつくり方が難しい	8,113	4.0
あて職（民生委員が自動的に兼務になる役職）が多い	7,092	3.5
仕事との両立が難しい	6,539	3.3
社会福祉に関する知識や情報の理解が難しい	5,300	2.6
配布物や調査など、行政からの協力依頼事項が多い	5,208	2.6
会議や研修などに参加する機会が多い	5,163	2.6
担当の世帯数が多い	4,084	2.0

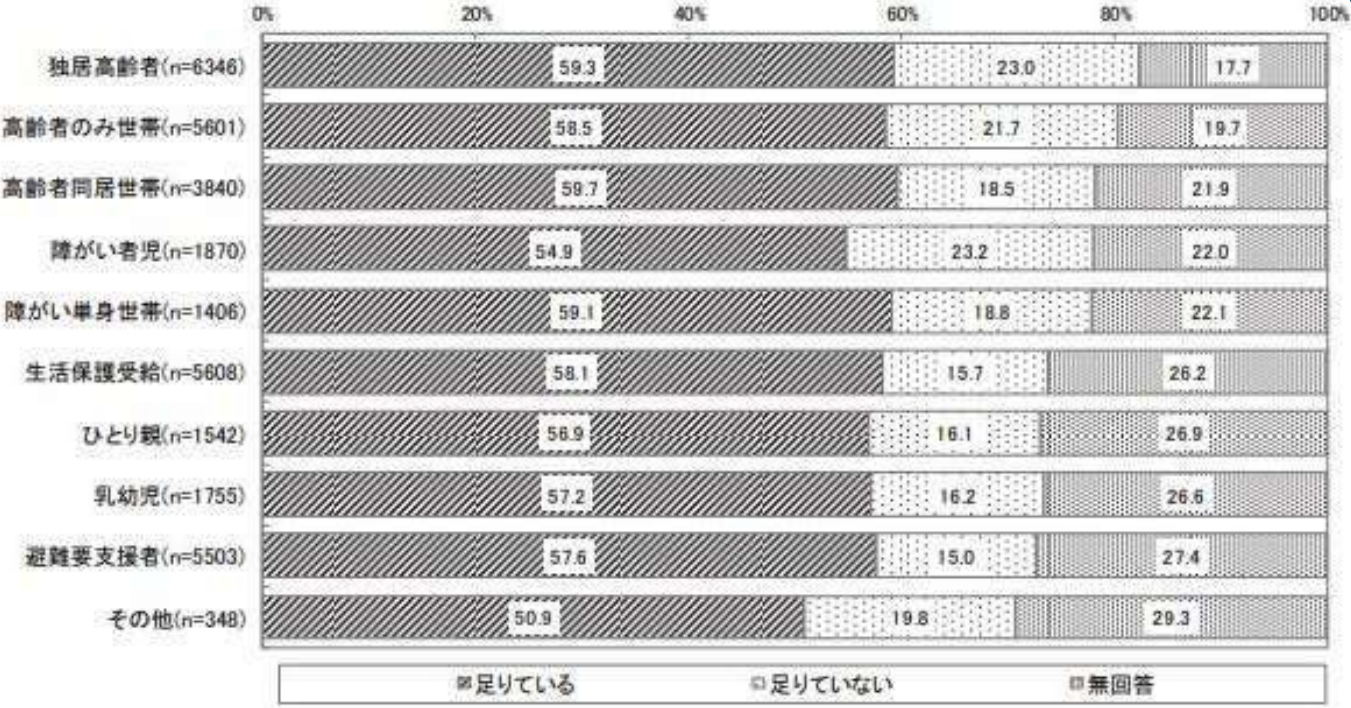
＜出典＞ 『全国モニター調査』（全国民生委員児童委員連合会）

市町村から単位民児協への個人情報の提供状況



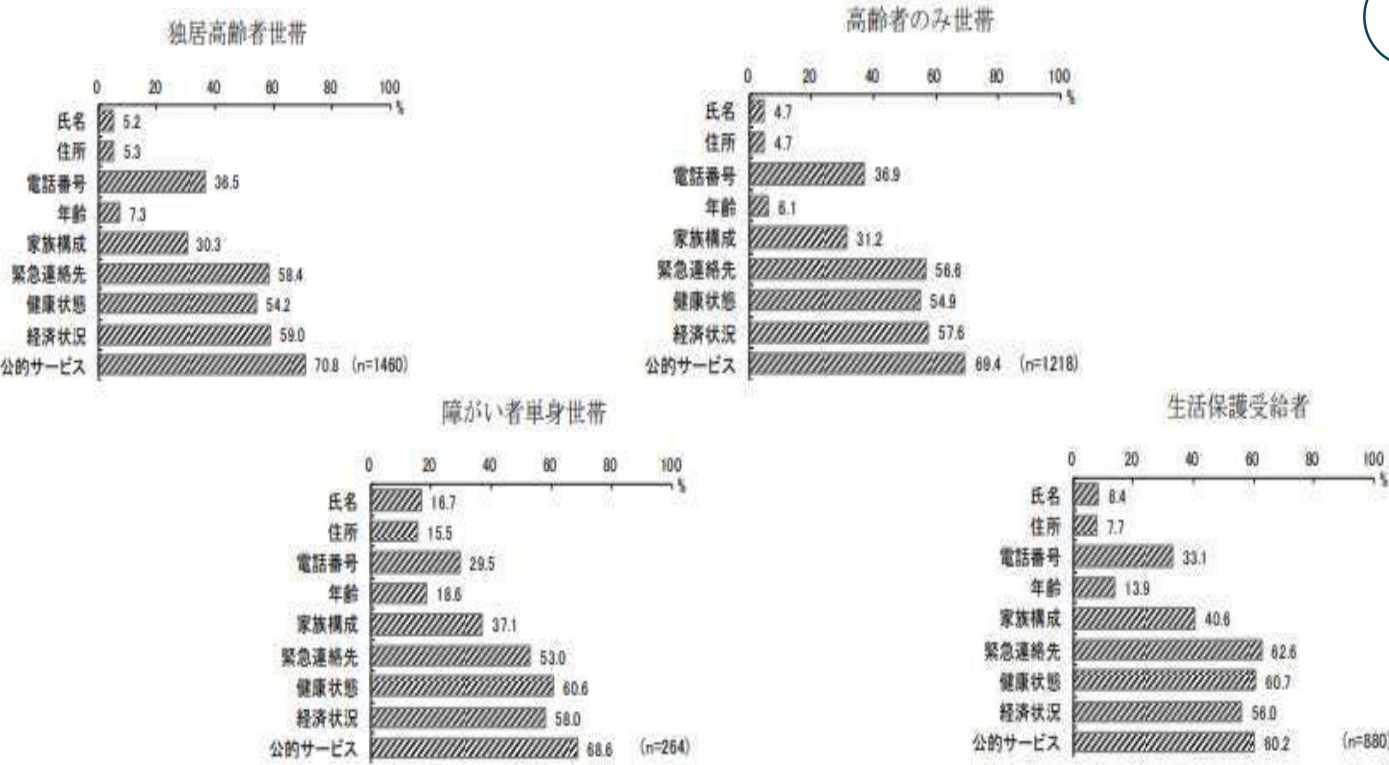
＜出典＞ 『全国モニター調査』（全国民生委員児童委員連合会）

市町村から提供された個人情報に関する充足感



《出典》 『全国モニター調査』（全国民生委員児童委員連合会）

不足していると感じる情報の内容



《出典》 『全国モニター調査』（全国民生委員児童委員連合会）

方面委員以来の“無報酬の報酬” という理念を引き継いできた

《再掲》

(行政より委嘱を受けて、地域の生活課題に
向き合っていくという立場と解されています)

社会奉仕の精神をもって、 地域福祉活動を行ってきた

《再掲》

(行政実例で、地方公務員法第3条第3項第2号に
該当すると解されています)

秘密を守る役割 ～民生委員法による守秘義務～

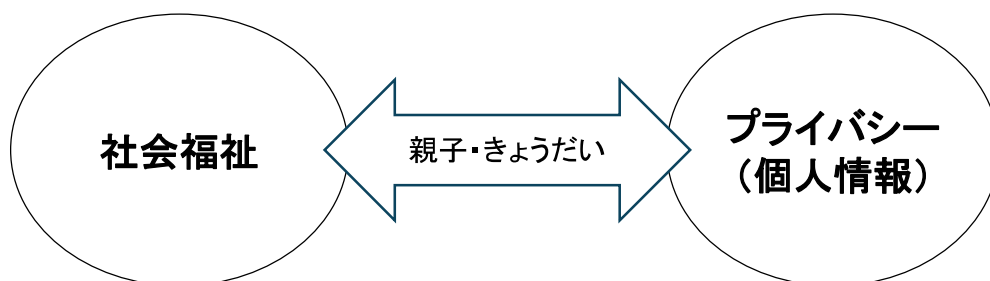
民生委員法 第15条 《再掲》

民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する**秘密**を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

“社会福祉”と“プライバシー”は、“親子・きょうだい”のようなもの

本来は・・・

⇒地域住民のプライバシーがわからなければ、そこに社会福祉は存在しない



プライバシーを、どのように守るか

「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する 検討委員会・報告書」

◇検討の背景

民生委員・児童委員への期待が高まる一方、活動範囲の広がりとともに、その負担は拡大し、短期間で退任する委員の増加や新たな「なり手」不足をはじめ、制度面、活動面でさまざまな課題に直面している。

◇委員会の設置

平成28年1月、民生委員制度100年の歴史の総括および現状の課題の整理をもとに、今後の民生委員・児童委員制度や活動のあり方を検討すべく、委員会を設置。

◇委員会の経過

- ・平成28年11月 中間報告（第1次報告）
- ・平成30年3月 報告書発表

これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会
報 告 書

平成30年3月

全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員活動と個人情報保護法との関係

●個人情報保護法と民生委員との関係の明示

9	個人情報保護法の民生委員、民児協への適用関係の明示	・民生委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、個人情報保護法の適用はない。しかし、平成29年5月に改正個人情報保護法が施行されたこともあり、市町村等の職員において、民生委員が個人情報取扱事業者であると誤解しているケースがある。 ・これまで、国（消費者庁等）においては、民生委員が守秘義務を有することから自治体が個人情報を提供しても問題ないと示してはいるが、直接的に民生委員や民児協に対する個人情報保護法の適用関係を明示していない。 ・上記のような誤解を解き、<u>市町村等から民生委員活動に必要な情報が適切に提供されるよう、国において個人情報保護法（および個人情報保護条例）と民生委員との関係を明示することが望ましい。</u> 【本報告29頁】	高
---	---------------------------	--	---

内閣府・個人情報保護委員会の対応

●個人情報取扱事業者

Q1-50-2 民生委員・児童委員が個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者として個人情報保護法の規制を受けるのですか？

A1-50-2 民生委員・児童委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、法第2条第5項第2号における「地方公共団体」の職員に当たることから、**民生委員・児童委員として活動する範囲内では個人情報取扱事業者から除かれています。**
 なお、民生委員・児童委員には民生委員法第15条等により守秘義務が課せられています。

個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業のために利用している者を指す。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人は除く。個人情報保護法の改正前は、5,000人分を超える個人情報を扱っている者が対象だったが、改正後は何人分の個人情報を扱っているかにかかわらず、対象となっている。

《出典》 『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A』（平成30年8月1日／内閣府・個人情報保護委員会）より

●第三者提供の制限の原則

Q5-20 民生委員・児童委員をしています。市町村や民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供を受けられずに苦慮しています。提供を受けることは可能ですか？

A5-20 民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。**民生委員・児童委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられている**ことも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、当該民生委員等への個人データの提供が法令に基づく場合や、当該民生委員等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、**本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合は、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができる**と解されます。したがって、これらの場合、民生委員等は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能と考えられます。

また、**地方公共団体の保有する個人情報については、それぞれの条例に基づいて提供が行われる**こととなります。

《出典》 『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A』（平成30年8月1日／内閣府・個人情報保護委員会）より

すべて国民は、個人として尊重される。
生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、
公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、
最大の尊重を必要とする。

62

個人情報保護法

行政機関個人情報保護法

独立行政法人等個人情報保護法

個人情報保護法

個人情報保護委員会

各地方公共団体

個人情報保護委員会

改正個人情報保護法

新規則制定

条例

国の行政機関等民間事業者

地方公共団体

▷令和3年5月19日公布
▷令和5年4月1日施行

“地域のつむぎ役” となろう！

変わる編

～地域への向き合い方～

“ 秘密を守る ・ 無くさない ・ 無断で広めない ” という姿勢

- ▷ **“守秘義務”** を意識した活動を心がけましょう

(参考) 『大丈夫ですか！ 個人情報に記載された
書類等の取り扱いについて』
(全国民生委員児童委員連合会)



《再掲》

当事者夫婦間でお互いに秘密にしていたことを相手に話してしまった。

独居高齢者宅訪問の際、他の独居高齢者の健康状態をうっかりと話してしまった。

自治会長から情報提供してもらった方に調査に伺ったところ、次の日に市役所に怒鳴り込まれてしまった。

親戚の人だからと油断して漏らした言葉が誤解されて伝わってしまった。

情報収集している段階で当事者家族に漏れてしまい、電話で苦情を言われた。

しまい忘れて探すのが大変だった。焦った。

調査中に調査票が風にあおられて飛ばされそうになった。

話の中で個人名を言ってしまったこと。

守秘にしていたことを他の人から聞いたとき。

話を聞きに行った家が留守の時、近所の人に来ていろいろ興味深く内容を聞きたがり、その人たちから情報は得たいし、個人情報保護は保護しなくてはならないし、と不安だった。

個人情報のファイルを机の上に置き忘れていた。

記録の途中で部屋を空けてしまい、戻ったときに家族が部屋にいた。

相談者からの電話に家族が対応してしまい、内容を詳しく聞いてしまった。

訪問が車での移動なので、車中に情報を置かざるを得ないので心配。

個人情報が含まれている資料を、そのままゴミ箱に捨てそうになった。

コンビニのコピー機に、書類の原票を置いたまま忘れて帰ってしまった。

なぜか、生活保護を受けていることを近所の人知っている。
本人が話したのならよいのだが・・・。

新任の時に、個別に訪問に行くときに福祉票のファイルを持っていったら注意された。

新任の時に、書類を同僚や家族に見せてしまったことがある。

保健推進員と情報交換をしていて、担当地区の住民の困った行動について、
うっかり話してしまった。

民生委員児童委員協議会として、踏まえていきたいこと

◇提供された個人情報の、取り扱いに関する民児協としてのルールの整備

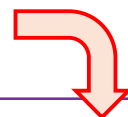
- ▶ どのような活動に必要か？
- ▶ どのような情報が必要か？
- ▶ 情報をどう管理するのか？

◇個人情報の紛失等、住民の信頼を損なわない行動と姿勢

- ▶ 行政委嘱型ボランティアとして
- ▶ 非常勤・特別職地方公務員として

◇人格識見の向上と知識及び技術の修得に努める姿勢（民生委員法第2条）

- ▶ 事例をもとに学びを深める



こんな時、どうする？

これが唯一の正解ではありません。
事例学習を進める際のご参考にしてください。

事 例

地域住民の支援活動をしている立場上、町内の井戸端会議のような場所に参加しづらくなっています。



- ▶ 「民生委員・児童委員なのだから、住民の情報は近所に伝えるべきだろう！」といった“誤った姿・印象”を払拭するためにも、“民生委員・児童委員は守秘義務がある立場だ”ということを、日頃から地域の方に伝えて理解してもらうことが大切です。

例えば、「申し訳ありませんが、活動上知り得た情報は、他の方にはお伝えできない立場なんです」というような言葉で伝えてみてはどうでしょうか。

- ▶ 何よりも地域住民にとって、民生委員・児童委員がどのような活動をしていて、どういう立場にあるのか、ということを、これまで以上に知っていただく必要があります。一朝一夕に解決できませんし、息の長い話かもしれませんが、理解と信頼を得る取り組みは続けていきましょう。

事例

支援している高齢者Aさんのご近所さんから「最近Aさんは元気にしてらっしゃるのですか？」と尋ねられました。どのように回答すればよいでしょうか？



- ▷ ご近所の方の心配もわかりますが、対象となっている住民の心身に関する事ながらも、プライバシー情報、個人情報にあたりますので、軽々に答えない方がよいと考えます。
- ▷ 何を言ってよい、言ってはいけない、といった線引きは簡単にはできませんが、お一人で判断が難しい時を考慮して、あらかじめ、民児協の皆さんで、対応の仕方を話し合っておくことは大切です。

事例

支援している高齢者Aさんのご近所に、Aさんの見守りに協力してくださる住民がいるのですが、その方にAさんの個人情報を伝えてもよいでしょうか？



- ▷ 見守り対象となっている高齢者Aさん本人の同意が得られれば、信頼のおける地域住民に伝えてもよいでしょう。
- ▷ 民生委員・児童委員の守秘義務は、対象者と委員との間の信頼関係を築くために定められたものです。当人の個人情報を第三者に提供することを、一切禁止しているわけではありません。
- ▷ ただし、提供する情報は、必要最小限にとどめることや、対象との間で信頼関係をつちかい、「支援を進めるためには、誰にどのような情報を提供することが必要なのか」を本人にも伝え、了解してもらうことが大切です。

事例

民生委員・児童委員活動の中で把握した地域住民の情報を、自分の家族と共有してもよいのでしょうか？



- ▷ 事前に見守り対象本人の同意を得ていなければ、家族と共有することはできません。
- ▷ 「民生委員・児童委員は秘密を守ってくれる人だ」「情報が漏洩する恐れはない」という安心感のもとで、地域住民は相談をしてくださいます。
- ▷ 地域住民の秘密を守るということは、地域住民の信頼を得るということにもつながります。

事例

民生委員・児童委員として出席している町内会の会議の中で、民生委員・児童委員が持っている情報を提供してほしい、と言われました。提供してもよいのでしょうか？



- ▷ 支援の対象となる住民の利益につながると判断した場合には、本人の同意を得た上で提供することが原則です。本人が個人情報の利用目的について理解していることが、提供するかどうかの判断基準です。
- ▷ 町内会に対しては、一方的に断るのではなく、地域住民の個人情報の取り扱いの基本的な考え方について理解を求めること、本人に提供の同意が必要なことを説明することは大切です。

事例

月に一度の定例会の場などで、民生委員・児童委員活動を通じて得た地域住民の個人情報を提供してよいのでしょうか？



- ▷ 本人が提供を望まない情報は、個人情報に該当しない場合であっても、「プライバシー情報」にあたるものですので、提供はできません。
- ▷ ただし、本人の支援のためにやむを得ない場合は、必要最小限の情報を、必要な範囲（例：地区会長や主任児童委員）で提供する場合があります。
- ▷ もし共有する場面があるとしても、個人が特定されることのないよう、匿名化した情報で提供する必要があります。

事例

担当地区の一人暮らし高齢者が緊急入院をしました。病院から、「ご家族の連絡先を教えてください」と依頼されました。長女の連絡先は把握していますが、教えてもよいのでしょうか？



- ▷ まずは民生委員・児童委員から、その長女に連絡し、長女から直接病院に連絡してもらうようにしましょう。
- ▷ 「長女の連絡先」は、長女の個人情報にあたります。原則としては、長女本人の同意がなければ、病院に提供できません。
- ▷ ただし、生命・身体・財産に関わる事態において、「緊急を要し」かつ「本人確認が取れない」場合、例外的に個人情報の第三者提供は認められます。見守り対象者には、「緊急入院したり、事故に遭った時に、あらかじめ決めておいた緊急連絡先に連絡を入れる」ということを、平常時に了承してもらうとよいでしょう。

事例

市町村から、地域住民に関する情報を提供してもらえません。民生委員・児童委員活動ができなくて困っています。



- ▷ 民生委員・児童委員の立ち位置を考えれば、行政機関からの情報提供は必要だと考えます。
- ▷ まず、何よりも大前提としないといけないのは、地域住民の情報は、地域住民自身のものである、ということです。その地域住民の日常生活を支援するために、委員活動上、どのような情報が必要になるのかを考えてみて、情報提供のあり方や内容について話し合っていく必要があるかもしれません。
- ▷ 扱う情報が多ければ多いほど、その適正な管理が難しくなっていきます。情報を受け取るということの“リスク”の側面についても考えてみましょう。

事例

『この話は、担当してくれるあなたにだから話すのよ』と、支援している住民から打ち明けられた内容は、このまま誰にも伝えなくてよいのですか？



- ▷ その地域住民との間の信頼関係という視点でいえば、その内容は、基本的に誰にも伝える必要はありません。
- ▷ ただし、その内容が関係機関等による支援が必要になるような事からの場合は、少なくとも、ご自身の民児協の会長や、当該市町村の担当者に伝えるようにして、一人で抱え込まないようにしましょう。

事例

退任する委員から、新任の委員に引き継ぎを行う場合、地域住民の個人情報等は提供してよいのでしょうか？



- ▷ 民生委員・児童委員活動を進める上で、3つの原則（住民性、継続性、包括・総合性）があります。なかでも「継続性の原則」とは、民生委員・児童委員の交代が行われる場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応が求められるというものです。この視点から考えても、退任委員から新任委員への情報の引き継ぎが必要と考えられます。
- ▷ ただし、住民の個人情報を引き継ぐ前提には、その地域住民の同意を求めていることが大切です。信頼関係をつちかってきた立場として、退任委員は住民への説明をていねいに進め、新任委員の紹介や説明をする必要もあるでしょう。

事例

個人情報に関する知識や情報をどのように得ることができるのでしょうか？



- ▷ 民生委員・児童委員と個人情報
(全国民生委員児童委員連合会／平成18年3月)
- ▷ 個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点
(全国民生委員児童委員連合会／平成18年6月)
- ▷ 自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集
(厚生労働省／平成24年7月)
- ▷ 民生委員・児童委員の活動ハンドブック
(千葉県民生委員児童委員協議会／令和5年3月)

千葉県民児協 活動ハンドブック

検索



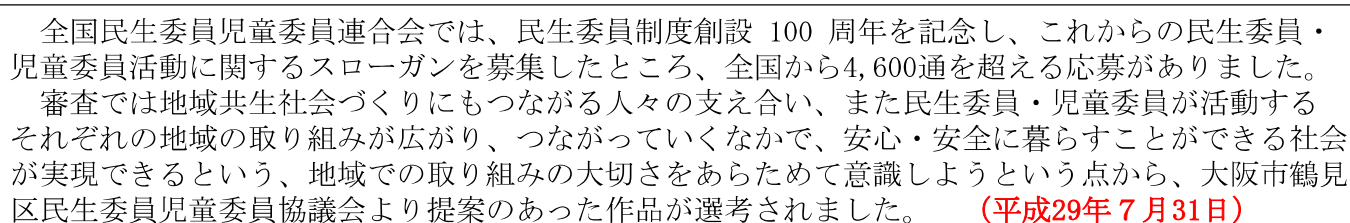
“地域のつむぎ役” となろう！

むすびに

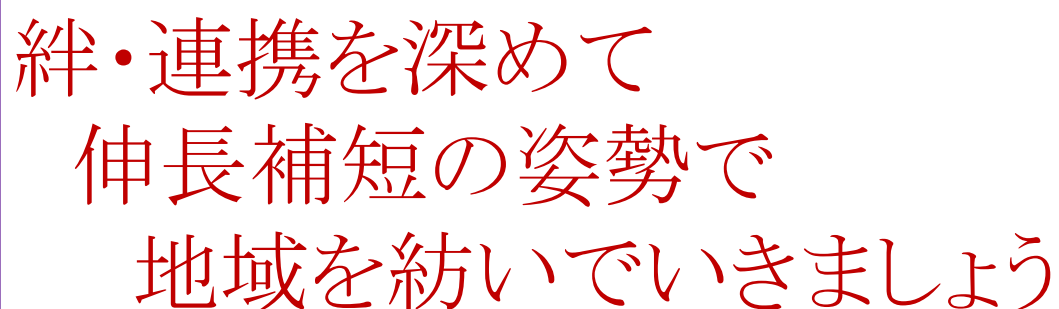
これからめざしていきたい社会

『これからの民生委員・児童委員制度と活動の
あり方に関する検討委員会・中間報告』
(平成28年11月／全国民生委員児童委員連合会)

83



84



- ◇ **灯台**は暗い海を遠くの方まで照らす。私たちはその光を遠方に見つけた時、安堵感や安心感を得ることができる。
あの光の元に行けば、温かい笑顔が待っている、優しい何かが迎えてくれる、とすることができる。
- ◇ 区域担当民生委員・児童委員、主任児童委員の皆様は、そのような **“地域の灯台”** でいてほしい。



イメージ

研修 ⇒

- ☆ 今回の研修で得たこと、
感じたこと、聞いたことなどを、
少しずつ沁みこませてください。
- ☆ これからの自分自身の姿を
思い描いてみましょう。

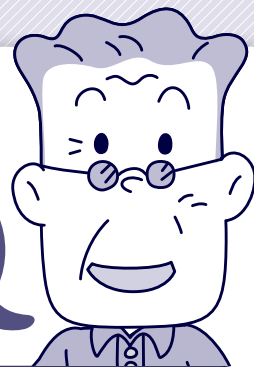
※「相談」だけでなく、「支援」内容も含む。

区 分	例 示	具 体 例
在宅福祉 (1)	介護・介助に関する一般的な相談、介護保険を除く各種在宅福祉サービス(障害(児)者に対する各種サービス、食事サービス、入浴サービス、移送サービス等)の利用、日常生活自立支援事業の利用、介護保険施設を除く社会福祉施設への入所等についての相談、補装具、日常生活用具の給付・貸与や住宅改造、身体障害者手帳や療育手帳の交付に関すること等について相談・支援を行った延件数を計上する。 ※障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に関することは、この区分に計上。	○自立支援給付費の支給申請について尋ねられたので、申請手続きを説明し窓口を紹介した。 ○介護保険以外の在宅生活を送るための福祉サービスにはどのようなものがあるかについて、相談を受けた。 ○日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用や仕組み、契約に関する相談を受けた。 ○障害者の外出支援活動をしている団体を尋ねられ、担当区域内のNPO法人・ボランティアグループを紹介した。 (注) これらの内容について相談にのったり、情報提供や調整等をした場合のみ該当。委員自身がボランティア活動等に参加する場合は「その他の活動件数」の「地域福祉活動・自主活動(3)」に記入。
介護保険 (2)	介護保険のサービス(居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域支援事業等)の利用、要介護認定、保険料、利用料に関すること等について相談・支援を行った延件数を計上すること。	○介護保険制度について知りたいと言われ、利用できるサービス等について説明した。 ○玄関や廊下に手すりをつけたいという相談を受け、住宅改修には介護保険制度が使えることを説明した。
健康・保健医療 (3)	心身上の疾病・障害の予防及び治療、医療費、精神保健、生活習慣病予防、リハビリテーション、健康増進(健康・食生活相談、健康教育)、健康保険、国民健康保険、高齢者医療制度に関すること等について相談・支援を行った延件数を計上する。(介護保険に関すること及び母子保健に関することを除く。)	○ひとり暮らしの男性から、これまでの健康管理を反省し食生活を改善したいと相談された。 ○家族の健康を考え食生活を改善したいが、調理・栄養の指導をしてくれるような市民講座の開講はないかと聞かれた。 ○健康に不安があるので定期的に健康チェックをしたいが、どのような方法があるかという相談を受けた。 ○国民健康保険に未加入なので先行き心配であるとの相談を受けた。
子育て・母子保健 (4)	育児支援のための認定こども園や幼稚園、保育所、福祉サービス等の利用、児童虐待、児童養護等子育ての問題に関すること、妊娠や出産等母子保健に関すること等について相談・支援を行った延件数を計上する。	○子どもの育て方やしつけに自信がもてなくなった。どうしたらよいだろうかと相談を受けた。 ○ひとり親家庭で月々の延長保育料が高い、よいサービスがないだろうかと相談を受けた。 ○引越した後間もなく、新生児を抱えて不安である。母親どうしの支援サークルや保健学級などがないだろうかと聞かれた。
子どもの地域生活 (5)	子ども会や自治会行事への参加、遊び場や通学通園路の問題に関すること等について相談・支援を行った延件数を計上する。	○引越してきてばかりで、子どもに友だちができていないと相談を受け、子どもを交えて話をした。 ○子どもが近隣の子どもたちとなどめないのいい手立てはないかと相談を受け、本人を交えて子ども会活動について話をした。 ○公園にある遊具でケガをする子どもが多いと聞いて、状況を見に行き、市役所に連絡した。 (注) 家庭・学校以外の子どもたちの生活に関することが該当。
子どもの教育・学校生活 (6)	学校教育や進学の問題等子どもたちの教育に関すること、不登校やいじめの問題等学校生活に関すること等について相談・支援を行った延件数を計上する。	○学校の授業についていけないと相談してきた子どもの話を聞き、主任児童委員と相談することにした。 ○いじめの現場を見かけ、見知った児童であつたため共に帰宅し、本人同意のもとに両親に話をした。
生活費 (7)	生活保護の申請・受給、生活困窮者自立支援制度の利用、生活に必要な経費・貸付金・借入金(消費者金融、クレジットカードローン、税金等)、生活援助資金(生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構の奨学金及び高齢者住宅整備資金、障害者住宅整備資金等)、悪質な訪問販売等についての相談・支援を行った延件数を計上する。	○生活保護を受けるための必要な条件や手続きについて相談を受けた。 ○借入金の返済が滞り困っているがどうしたらよいかと相談を受けた。 ○しつこく通ってくる訪問販売員がまた来たので立ちあってほしいと言われ、訪問した。
年金・保険 (8)	厚生年金保険、国民年金、労災保険、雇用保険、自動車損害賠償責任保険等の年金・保険の問題及び児童、障害者、高齢者等の各種福祉手当等に関する相談・支援を行った延件数を計上する。(健康保険、国民健康保険に関することを除く。)	○国民年金の給付申請をするにあたり、詳細を知りたいので説明してほしいと言われ、役場の担当課につなぎ、説明してもらった。 ○児童扶養手当について知りたいと言われ、資料を見せた。

区 分	例 示	具 体 例
仕事 (9)	就職、雇用、失業、出稼ぎ、職業指導、職業能力の開発、内職、仕事に関する資金の借入(生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金に関するものを除く。)や機器購入に関すること等々の相談・支援を行った延件数を計上する。	○突然の解雇通告で失業したので、今後の生活について相談にのってほしいと言われた。 ○技術修得のための学校に通うにはどうしたら良いかと尋ねられた。
家族関係 (10)	結婚、離婚、親子関係、扶養、相続、家庭不和、行方不明、近隣関係等の問題について相談・支援を行った延件数を計上する。	家族・親族内での問題に関する相談・支援のほか、「近隣関係」には、 ○隣人との関係不良、隣家(階上)の騒音の悩み ○町内会に加入しないことを理由に役場の広報等、必要な情報が配られない。 ○毎日のように隣家から、誰かが暴力をふるっているような物音が聞こえる等の相談が含まれる。 (注) 隣家との土地・家屋の境界線や所有権に関する問題は「住居(11)」に区分。
住居 (11)	入所、立退き、借地、借家、家賃、家屋の補修、土地の売買、境界線、宅地等の問題について相談・支援を行った延件数を計上する。	○借家を明渡す際に補修を求めたところ応じない、どうしたらよいかと相談を受けた。 ○隣人と土地の境界のことでもめたと相談を受け、専門家を紹介した。
生活環境 (12)	危険箇所、公害、環境衛生等の環境問題への苦情に関すること等の相談・支援を行った延件数を計上する。	○街灯がいくつも切れたままになっており夜道が危険だと相談を受けた。 ○歩道わきの下水溝が詰まっていて雨が降るたび冠水して困ると聞き、役場に連絡した。 ○野犬が増えゴミを漁るので不衛生で困っていると相談を受けた。 ○河原にゴミを捨てにくるトラックを時折見かけると連絡が入った。 (注) 子どもの遊び場や通学通園路の問題は、「子どもの地域生活(5)」に分類。
日常的な支援 (13)	(1)～(12)のいずれにも該当しない内容のうち、他に代替手段がないなどによりやむを得ず、通院の付添、買い物代行、ゴミ出し、除雪灰等軽易な日常生活に関する相談・支援を行った延件数を計上する。	例示に挙げたもののほか、買い物の同行、登下校の付添い、掃除、手紙の代筆、書類等の提出代行等をはじめ、役場から届いたハガキや書類が字が小さくて読めないで読んでほしい、通知に書いてある意味がわからないので助けてほしい、自宅で転んでしまい立てずに困っている、といった訴えに応じるような、日常生活に関わる支援を記入。
その他 (14)	(1)～(13)のいずれにも該当しない内容について相談・支援を行った延件数を計上する。	(1)～(13)のいずれにも該当しないと思われる場合に記入。また、判断しがたい場合も、無理に内容を特定せず、(14)に計上。

分野別相談・支援件数		
高齢者に関すること (16)	高齢者に関する相談・支援を行った延件数を計上する。	「相談・支援の対象となる人(＝支援を必要としている人)の属性」で分類。「相談者の属性」を分類するのではないことに注意。なお、属性が2つ以上の分野に該当する場合(例：高齢者かつ障害者である場合等)は、相談内容がいずれに起因しているかによって分野を特定する。 (注) (16)～(18)のいずれにも該当しない場合や、上記の基準によっても判断しがたい場合は、無理に分野を特定せず、(19)に計上。 ※例1：ある高齢者(車いす利用)から、市営バス用の敬老パスは来年ももらえないのかと質問を受けた。 ⇒内容別(1)－分野別(16) ※例2：ひとり親家庭の父親から、子どものしつけのことで相談を受けた。 ⇒内容別(4)－分野別(18)
障害者に関すること (17)	障害者に関する相談・支援を行った延件数を計上する。	
子どもに関すること (18)	子ども(障害児を含む。)に関する相談・支援を行った延件数を計上する。	
その他 (19)	(16)～(18)以外に関する相談・支援を行った延件数を計上する。	

大丈夫ですか!



個人情報

記載された書類等の

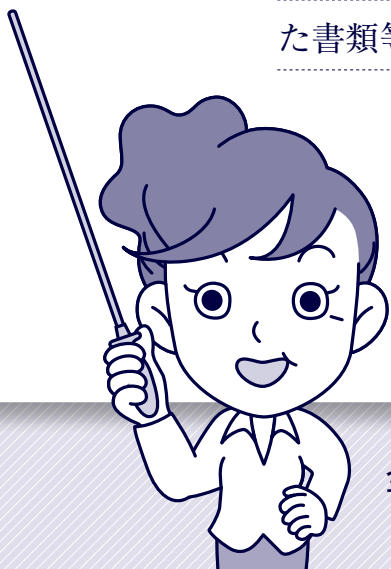
取り扱い

について

最近、民生委員・児童委員が保有する個人情報
記載資料の紛失事例が全国各地で発生しています。

民生委員・児童委員活動の基本は住民との信頼
関係にあり、こうした個人情報の紛失は、その信
頼関係に影響を及ぼすことにもなりかねません。

民生委員・児童委員、また民児協組織に対する
信頼のためにも、あらためて個人情報の記載され
た書類等の取り扱いについて、確認しましょう。



全国民生委員児童委員連合会



民生委員・児童委員は **多くの個人情報**を保有しています。

民生委員・児童委員活動は、地域住民との関係において成立するものであり、相談・支援活動、また調査活動などはすべて個人情報の把握のうえに成り立っています。

日々の委員活動のなかで、民生委員・児童委員は、以下のような個人情報が記載された資料（書類、パソコン使用者はそのデータ）を保有しています。

福祉票、児童票	個人や世帯の相談・支援に関する経過記録票
生活福祉資金借受世帯援助記録票	借受世帯別の相談支援の経過記録
要支援者台帳	自ら作成する地域の要支援者の一覧
行政から提供された高齢者名簿、 避難行動要支援者名簿 等	調査等のために提供される諸名簿
調査書や意見書の控え	住民からの依頼等で作成する状況確認報告等
活動記録	プライバシー情報を記載してしまっている場合がある

民生委員・児童委員が保有する個人情報は、高齢者をはじめ、支援を必要とする人の情報が大部分であり、万が一、悪用された場合の影響も懸念されることから、とくに慎重な取り扱いが求められます。



こんな状況で紛失が発生しています。

近年、各地で相次いでいる個人情報の紛失は、以下のような状況で発生しています。

訪問先
などでの
置き忘れ、
紛失

- ・行政から依頼された地域の高齢者世帯調査の実施中、訪問先に高齢者世帯名簿と世帯別の調査票一式を置き忘れてしまった。
- ・委員活動からの帰り道、買い物をしている際に、災害時要援護者名簿などが入ったカバンをどこかに置き忘れてしまった。

コピー時の
原紙の
置き忘れ

- ・住民から行政への申請書類を預かった際（世帯状況確認署名のため）、念のためと思ってコンビニエンスストアでコピーをした際に原紙を置き忘れた。

活動中や
自宅での
盗難被害

- ・要支援者宅を訪問した際、世帯票などの入ったカバンを車の中に置いていたところ、車上荒らしにより盗まれてしまった。
- ・自宅では、委員活動に関する書類をすべて一つのカバンにしまっていたところ、自宅が盗難被害にあい、そのカバンも盗まれてしまった。



個人情報 取り扱いのポイント

個人情報を適切に取り扱うことは民生委員・児童委員活動の基本である「基本的人権の尊重」にかかわるものであることを常に意識することが大切です。

以下に、個人情報取り扱いのポイントを紹介しますので、ぜひ参考にしてください。

ポイント

1 福祉票等は持ち歩かない

- プライバシー性の高い情報が記載されている福祉票や児童票、援助記録票などは持ち歩かない。
- 訪問活動などにおいては、真に必要な情報以外は持ち歩かない。

ポイント

2 コピーはとらない

- 行政への申請書類などでも、原則としてコピーはとらない。

ポイント

3 活動の途中や帰途での紛失に注意する

- 訪問先でのカバンなどの置き忘れに注意する。
- 個人情報の記載された書類を持ったまま寄り道をすることは避ける。

ポイント

4 記録そのものを資料として提供しない

- 関係機関での相談時にも個人情報記載の書類そのものを資料として提供しない。

ポイント

5 支援が終了した時点で適切に情報を廃棄する

- 当該住民や世帯への支援が終了した時点で、個人情報が記載された書類を適切に処分する（シュレッダーでの断裁や焼却処分等）。

ポイント

6 自宅での保管場所、保管方法に注意する

- 個人情報が記載された書類が家族の目にふれないよう、保管場所に注意する。
- 種々の資料を1つのカバンに入れておくことを避けるなど、保管方法にも注意する。

ポイント

7 「活動記録」にはプライバシー情報は記載しない

- 「活動記録」には、住民からの具体的相談内容等、プライバシー性の高い情報は記載しない。

民児協活動でも注意しましょう。

- 定例会などでは、個人が特定される事例検討は避ける。また個人情報が記載された資料は会議後に回収する。
- 一斉改選時など、退任した委員からの個人情報の返却を確実にこなう。
- 各委員に定期的に不要となった個人情報の廃棄を呼びかけ、必要に応じて事務局として一括処分する（定例会の際に回収する等）。



民生委員・児童委員、事務局関係者 のための



チェックリスト

個人情報の取り扱いとして常に心がけたい事項です。当てはまる項目をチェックしてみましょう。

- ☐ 個人情報の含まれる書類等は、家族の目にふれないように保管している。
- ☐ 記録(書類)は、コピーしたり、外へは持ち出していない。
- ☐ 不要になった情報は、適切に廃棄している(1年ごとなど、定期的に確認している)。
- ☐ 記録には、事実のみを記録している(伝聞、うわさなどは記載しない)。
- ☐ 記録そのものを会議(事例検討等)の資料に提供していない。
- ☐ 研修目的で使用する事例は匿名表記とし、終了後に回収するようにしている。
- ☐ 民児協として、個人情報保護について定期的に学習している。
- ☐ 民児協で、記録の引き継ぎや、支援のための関係者との情報共有のためのルールを定めている。
- ☐ 民児協で、情報紛失時等、万が一に備えた対応ルールを定めている。

※全民児連発行「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」より抜粋し一部加筆。

こんなことにもご注意を！

- 公民館などで定例会を開催し、個別世帯への支援について協議する際、周囲の部屋などに声がもれている(話を聞かれている)ことはありませんか。
- 定例会終了後、周囲に人がいる喫茶店や路上などで委員同士の雑談をする際に、不用意に個別世帯の状況について話していませんか。

個人情報の取り扱いに関する資料は全民児連ホームページ「民生委員・児童委員専用ページ」においてご覧いただけます(パスワードは、毎号の「ひろば」最終頁下に記載しています)。

大丈夫ですか！
個人情報に記載された書類等の
取り扱いについて

(平成28年3月発行)

全国民生委員児童委員連合会

(事務局) 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
Tel 03-3581-6747 Fax03-3581-6748

参考資料：社会資源の一例

2024.11.25 現在

ひと（人的資源）

- ◎本人 ◎家族 ◎地域住民 ◎教師 ◎学生(小中高大) ◎在勤者 ◎商店主
- ◎医師 ◎看護師 ◎保健師 ◎ケアワーカー ◎介護支援専門員 ◎ホームヘルパー ◎社会福祉士・介護福祉士 ◎精神保健福祉士
- ◎保育士 ◎社協職員 ◎人権擁護委員 ◎民生委員・児童委員 ◎保護司 ◎主任児童委員 ◎福祉委員 ◎弁護士
- ◎ボランティア ◎地主 ◎税理士 ◎司法書士 ◎駅員 ◎NPO関係者 ◎買い物友だち ◎行政職員(警察・消防含む)
- ◎郵便配達員 ◎新聞配達員 ◎デリバリー事業者 ◎防災士 ◎土木・建築関係者 ◎おやじの会 ◎ママ友会
- ◎地域の名人・有名人 ◎コミュニケーションロボット ◎地域おこし協力隊 など

もの（物的・組織的資源）

- ◎自治会・町内会 ◎自主防災会 ◎婦人会(女性会) ◎おやじの会
- ◎こども会 ◎子育て中のママ友会 ◎老人クラブ ◎赤十字 ◎保育園 ◎PTA ◎子育てサークル ◎学校 ◎交通安全協会
- ◎ボランティアセンター ◎シルバー人材センター ◎商工会議所 ◎青年会議所 ◎碁会所 ◎社協(地区・市町村・県等) ◎共同募金会
- ◎商店街 ◎病院・診療所 ◎社会福祉施設 ◎コンビニ ◎デパート・スーパー ◎喫茶店 ◎図書館 ◎映画館 ◎地域の空き家
- ◎集会所 ◎娯楽施設 ◎フリーマーケット ◎ドローン ◎自動運転システム ◎電気自動車／充電スタンド ◎レンタルサイクル
- ◎民泊 ◎歩行支援ロボット ◎家事代行 ◎運転代行 ◎カーシェアリング ◎パワードウェア(装着型ロボット) ◎自動翻訳機
- ◎スマートフォンを使った遠隔診療 ◎ネットスーパー ◎落語カー ◎銭湯 ◎贈与型賃貸住宅
- ◎雰囲気・風土(お互い様気質、地域習慣) など

かね（財政的資源）

- ◎補助金 ◎委託金 ◎寄付金 ◎共同募金 ◎クラウドファンディング
- ◎ふるさと納税 ◎収益金 ◎助成金 ◎介護保険料 ◎銀行からの融資 ◎協賛金 ◎自主事業による収益 ◎地域通貨
- ◎ボランティア保険 など

とき（機会的資源）

- ※チャンスやタイミングのこと
- ◎就業時間 ◎休暇時間 ◎ボランティア活動時間 ◎ひらめきの瞬間 ◎地域との交流 ◎式典やイベント
- ◎友だちとの付き合い ◎PTA 等団体活動 ◎すき間(ニッチ)時間 など

しらせ（情動的資源）

- ◎サービス利用者情報 ◎相談窓口のニーズ情報 ◎新聞 ◎雑誌 ◎テレビ
- ◎町内会報◎統計情報 ◎インターネット情報 ◎回覧板 ◎町内掲示板 ◎ラジオ(コミュニティFM局) ◎折り込み広告
- ◎街で配られるチラシ ◎タウンページ ◎先人・先輩の知恵・ノウハウ など

～ おつかれさまでした ～

アンケートのお願いについて

今後の本研修会充実のため、アンケートに御協力ください。
動画視聴後に、下記の QR コードまたは別添のアンケート用紙へ
回答のご協力をお願いします。

最終回答期限：令和 7 年 5 月 31 日（土）

アンケート
中堅（課題別）



【お問合せ】

沖縄県社会福祉協議会

福祉人材研修センター（担当：金城）

〒903-8603

那覇市首里石嶺町4-373-3

県総合福祉センター 西棟3F

TEL：(098)882-5703 FAX：(098)887-1071

E-mail:kensyuu@okishakyo.or.jp

私たちはTHANKS(サンクス)
運動を推進しています！

～地域の人々が明るい

ネットワークを築き支え合う社会を目指して～

THANKS(サンクス)運動推進会議

